平成29年2月28日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
4250	日本化薬ダイアジノン水和剤３４	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　日本化薬株式会社
4262	日農ダイアジノン水和剤３４	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
13881	サンキノリン	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
22128	わさび用ベストガード水溶剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
22129	リードックフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ
22130	わさび用緑風ＳＧ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年三月二日

農林水産大臣　山本　有二

富山県石堤平尾地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域

富山県高岡市石堤

字谷内　四七五四番二　標柱一号
四九二四番　標柱二号
五〇〇八番　標柱三号
字平尾　四七番　標柱四号
四九番　標柱五号
五五番　標柱六号
一九番　標柱七号
一七番　標柱八号
字出水山　八三番　標柱九号
八七番　標柱十号

○国土交通省告示第百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中嶋入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

茨城県常陸大宮市鷲子

字中島入　二〇五五番　一号から三号まで
二〇四八番　四号から六号まで
二〇四七番　七号
二〇四一番　八号から十二号まで
二〇四〇番　十五号
一八九三番二　十三号及び十四号

○国土交通省告示第百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下猪子田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市浦川原区下猪子田

字上川原　一四四番　一号
字沢口　二一八番一　二号
字猿姫　一九三番一　三号から六号まで
一九四番　七号
一九五番一　八号及び九号
一九六番　十号
字サルシメ　四二六番　十一号
字宮ノ入　四二一二番　十二号
三九七番一　十三号
二一四番　十五号
二一三〇番　十八号
二二〇番　地先道路敷　十九号
字花見沢　二一一番　十四号
字宮平　二一六番　十六号
二一七番一　十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県柏崎市米山町

字細入　二二四四番二　一号、二号、二十二号及び二十三号
二二五四番一　三号から七号まで及び九号
二二四五番　八号及び十四号から二十号まで
二二五三番　十号から十二号まで
二二四六番　十三号
二二四四番一　二十一号

○国土交通省告示第百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白山川第一支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市大蔵町

山梨　二四番　一号
二五番　二号
三三番八　三号及び四号
三三番七　五号
三三番一　七号
本城　二二番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田木川第六支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市小田木町

入ノ洞　二二番　一号
三一番　二号及び三号
二八番　四号
二七番一　五号から八号まで
三三番　九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽石沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成二十六年国土交通省告示第七十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県新城市愛郷

字平沢　五八番五　一号
五七番八　二号
五七番三地先道路敷　三号
五九番一　四号
五九番四　五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成十八年国土交通省告示第二百三十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域